

S E S T学会・年会の発表に関して特許申請を予定されている方へ

ご存知のように、特許出願をされる場合、それが新規の発明であることが必要です。しかし、不用意に学会や研究集会などで発表してしまうとこの新規性が失われてしまう場合があります。S E S T学会は、これを防ぐために新規性喪失の例外団体としての指定を受け、当学会で発表されたものが新規性を失わない手続きを取ることができる団体になりました。

そこで、S E S T学会で発表をされた後に、特許申請をされる方は、以下のような書面を用意して、ご自分で、特許庁に申請していただきます。

1. 発表に関する文書：学会名・期日・場所・講演番号・発表者名を記述

具体的には、講演予稿集の表紙とご自分の発表の載っているプログラムの一部、ご自分の予稿のコピーを用意します。

2. 学会の発行する証明書：実際に発表があったことを学会が証明する。

S E S T学会として、文書を出しますので、学会事務局まで、ご申請ください。文書は別紙の通りで、証明書の次の欄をうずめてください。

3の発表日、4の発表部屋番号、5の文書の種類（ポスター・PPファイルなど）、6の発表者名、7の発明の内容：発表タイトルを記し、内容は別添とし、ポスターや口頭発表に用いたシートのコピーを添付する。

特許庁の係官に問い合わせたところ、実際には1のみでよいそうですが、いくつかの学会では、2のような証明書を出しているようです。S E S T学会でも、ご要望があればこの証明書を発行しますので、ご申請ください。

その他、質問・疑問がありましたらお尋ねください。

平成21年度 S E S T総務担当

横浜国立大学 八木 幹雄

Tel 045-339-3948

sest@ynu.ac.jp

発 表 証 明 書

別途文書に記載されている内容は、下記の通り当電子スピンスイエンズ学会の主
催する「第48回 電子スピンスイエンズ学会年会」において、文書をもって発表され
たことを証明する。

記

1. 研究集会名： 第48回 電子スピンスイエンズ学会年会
2. 主催者名： 電子スピンスイエンズ学会
3. 発表日： 平成21年11月 日
4. 発表場所： 神戸大学（百年記念館・瀧川記念学術交流会館） 号室
5. 文書の種類：
6. 発表者名：
7. 文書にある発明の内容：
 タイトル名；
 内容；別添

平成21年 月 日

千葉市稲毛区穴川4-9-1
独立行政法人 放射線医学総合研究所
電子スピンスイエンズ学会・会長

安西 和紀 印